

告示

埼玉県告示第百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大里用土地利用改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	福田征芳	埼玉県熊谷市上新田二百五十六番地
同	夏目亮一	同 池上四百八十二番地
同	塩原武夫	同 上奈良六百七十九番地一
同	中田安雄	同 久保島千六百五十八番地二
同	富田彰男	同 小島三百七十六番地
同	久保田修司	同 万吉二千二百二十七番地
同	田口英樹	同 行田市大字持田五千八百四十六番地
監事	小沼浩之	同 熊谷市下増田七十九番地
同	大崎進	同 上中条四百六十番地
同	関口幸一	同 佐谷田三千三百四十七番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	柴田忠雄	埼玉県熊谷市上新田九十番地一
同	福島延雄	同 東別府二千二百八十四番地
同	吉田重夫	同 四方寺五十六番地
同	松本丈	同 大麻生九百八十一番地
同	北 榮治	同 肥塚一丁目七番三十号
同	大嶋隆幸	同 中曾根四十一番地
同	信澤精一	同 行田市城西三丁目四番十一号
監事	田中登	同 熊谷市久保島三百一番地
同	塩原武夫	同 上奈良六百七十九番地一
同	加賀崎千秋	同 佐谷田三百五十一番地